

(1 9 0) 【発行国・地域】日本国特許庁 (J P)
(4 5 0) 【発行日】令和 2 年 1 0 月 2 0 日 (2 0 2 0 . 1 0 . 2 0)
【公報種別】商標公報
(1 1 1) 【登録番号】商標登録第 6 2 9 7 7 7 6 号 (T 6 2 9 7 7 7 6)
(1 5 1) 【登録日】令和 2 年 9 月 2 9 日 (2 0 2 0 . 9 . 2 9)
(5 4 1) 【登録商標 (標準文字) 】

トッブルーラー

(5 0 0) 【商品及び役務の区分の数】 2
(5 1 1) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第 6 類 建築用又は構築用の金属製専用材料
第 1 9 類 建築用又は構築用の非金属鉱物、陶磁製建築専用材料、リノリウム製建築専用材料、プラスチック製建築専用材料、ゴム製の建築用又は構築用の専用材料、石こう製の建築用又は構築用の専用材料、木材、石材、建築用ガラス
【国際分類第 1 1 版】
(2 1 0) 【出願番号】商願 2 0 1 9 - 1 2 4 6 0 3 (T 2 0 1 9 - 1 2 4 6 0 3)
(2 2 0) 【出願日】令和 1 年 9 月 2 4 日 (2 0 1 9 . 9 . 2 4)
(7 3 2) 【商標権者】
【識別番号】 5 1 0 0 7 6 4 3 2
【氏名又は名称】株式会社 一原産業
【住所又は居所】大分県大分市萩原 4 丁目 1 1 番 9 号
(7 4 0) 【代理人】
【識別番号】 1 0 0 0 9 6 8 3 9
【弁理士】
【氏名又は名称】曾々木 太郎
【法区分】平成 2 3 年改正
【審査官】山川 達央
(5 6 1) 【称呼 (参考情報) 】トッブルーラー
【検索用文字商標 (参考情報) 】トッブル - ラ -
【類似群コード (参考情報) 】
第 6 類 0 7 A 0 1
第 1 9 類 0 6 B 0 1、0 7 A 0 2、0 7 A 0 3、0 7 C 0 1、0 7 D 0 1、0 7 E 0 1